

乙種優先出資の消却（返済）について

本日、農水産業協同組合貯金保険機構（以下「貯金保険機構」といいます。）、一般社団法人ジェイエフマリンバンク支援協会（以下「支援協会」といいます。）に対して発行している乙種優先出資を消却（返済）しましたので、お知らせいたします。

【乙種優先出資消却に至る経緯】

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災により、管内の組合員ならびに地域住民の漁業基盤・生活基盤に甚大な被害が発生しました。また当組合においても施設に壊滅的な被害を受けました。

こうした事態を受け、被災地における信用秩序の維持、被災者等への信用供与の円滑化等に向けた国・JFグループによる被災JFへの支援策として、「農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律」ならびに「JFマリンバンク基本方針」の改正が行われ、被災JFの資本増強に関する特例措置が講じられました。

当JFは、この特例措置を活用し、平成 24 年 3 月 23 日貯金保険機構、支援協会を引受先とする乙種優先出資発行による資本増強支援（66 億 8 千万円）を受けました。

以降、組合員、地域住民の生活再建、営漁再開支援に全力で取り組んでまいりました。また、全国のJFや関係団体の支援のもと、当JFの財務回復に努めてまいりました。その結果、財務基盤が回復し、乙種優先出資を返済後も被災者等への円滑な金融機能の発揮が可能と判断し、平成 30 年 6 月 29 日に開催した通常総代会にて、乙種優先出資の消却について決議致しました。それを受け、引受先である貯金保険機構、支援協会から消却の同意を頂き、宮城県から認可を頂きましたので、本日、乙種優先出資を消却（返済）致しました。

当JFでは、乙種優先出資消却後も引き続き被災地において円滑に金融機能を発揮するとともに、地域の復旧・復興を支援してまいります。

平成 30 年 7 月 27 日

宮城県漁業協同組合

代表理事 理事長 松本 洋一